

★ すでに大分市で児童手当を受給している方

《児童手当が増額となる方》

❖ 基本の書類

青字は様式があります

該当ケース（例）	手続き	必要なもの
① 第2子以降が生まれたとき	改定請求書 (児童手当の額を増額するための手続き)	(1)届出者(窓口に来る方)の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) (2)請求者の健康保険証または年金加入証明書 ※(2)は申請時点で3歳未満の児童を養育している場合のみ
② 婚姻などにより養育する児童が増えたとき		
③ 児童が施設を退所したとき		

【重要】

- ・事実発生日（出生日等）の翌日から15日以内に手続きをしてください。請求が遅れた場合、遅れた月分の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。書類が全てそろっていない場合も請求を受け付けることができます。

❖ 追加で必要となる書類（ケースごとに異なります）

青字は様式があります

該当ケース（例）	追加で必要なもの
児童と別居している	●別居監護申立書 ●児童のマイナンバーカードまたは通知カード ※児童のマイナンバーカードまたは通知カードは児童が大分市外に住民登録がある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住基登録と一致している場合に限り利用可能です。） ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。
請求者が父母以外（祖父母、養子縁組を予定している方等）の場合	●養育申立書
請求者が外国人で住基上の続柄が「縁故者」となっている場合	●申立書 【例文】子□□は私と妻（夫）○○の子で間違いありません。 ●在留カードやパスポートの写し（父母子全員分）

《児童手当が減額となる方》

❖ 下の表に該当した場合は、届出をお願いします。

青字は様式があります

該当ケース（例）	手続き	必要なもの
① 児童が亡くなったとき	改定届 (児童手当の額を減額するための手続き)	(1)届出者(窓口に来る方)の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
② 婚姻調停（協議）中で、児童と別居したとき		
③ 離婚し、児童と別居したとき		
④ 児童が施設に入所したとき		

つづく

《大分市で児童手当の受給資格が消滅となる方》

❖下の表に該当した場合は、届出をお願いします。

青字は様式があります

該当ケース（例）	手続き	必要なもの
① 受給者が市外（国外含む）に転出するとき	受給事由消滅届 （大分市で児童手当の受給資格を消滅させる手続き）	(1)届出者(窓口に来る方)の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等)
② 受給者が公務員になったとき		
③ 児童が亡くなったとき		
④ 婚姻調停（協議）中で、児童と別居したとき		
⑤ 離婚し、児童と別居したとき		
⑥ 受給者が未成年後見人でなくなったとき		
⑦ 受給者が父母指定者でなくなったとき		

【重要】

- ・市外転出後、引き続き児童手当を受給する場合は、転出予定日の翌日から 15 日以内に転出先の市区町村で認定請求の手続きを行ってください。
- ・受給者が国外に転出する場合で、配偶者が国内に残る場合は、受給者交代の手続きを行ってください。
- ・公務員（法人等へ派遣されている方や職員団体の専従職員を除く。）となった場合は、公務員となった日の翌日から 15 日以内に勤務先で手続きを行ってください。

《その他の届出》

❖下の表に該当した場合は、届出をお願いします。

青字は様式があります

該当ケース（例）	手続き	必要なもの
振込先を変更するとき 口座名義を変更したとき ※現受給者以外（配偶者、児童等）の名義の振込先に変更することはできません。	振込口座変更届	○届出者の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等) ○変更したい口座の普通預金通帳
転居したとき （受給者、配偶者、児童が転居・世帯分離したとき） ※世帯全員が同日付で同住所に転居する場合、住所変更届は不要です。	住所変更届 別居監護申立書 ※児童と別居（別世帯）となる場合のみ ※受給者が市外転出する場合は、「受給事由消滅届」を提出してください。	○届出者の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等) ○児童のマイナンバーカードまたは通知カード ※児童のマイナンバーカードまたは通知カードは児童が大分市外に住民登録がある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住基登録と一致している場合に限り利用可能です。） ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。
受給者や児童の氏名が変わったとき	氏名変更届 ※口座名義を変更した場合は「振込口座変更届」を提出してください。	○届出者の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等)

つづく

該当ケース（例）	手続き	必要なもの
<p>受給者が加入する年金が変更になったとき</p> <p>※3歳未満の児童を養育している受給者のみ</p>	<p>年金変更届</p> <p>※公務員になった場合は、「受給事由消滅届」を提出してください。</p>	<p>○届出者の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)</p> <p>○請求者の健康保険証</p>
<p>婚姻したとき</p> <p>離婚したとき</p> <p>登録されたマイナンバー（受給者・配偶者・別居児童分）が変更されたとき</p>	<p>個人番号変更等変更申出書</p> <p>※婚姻や離婚により口座名義を変更した場合は「振込口座変更届」を提出してください。</p>	<p>○届出者の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)</p>